

	<p>(7) クリーンルームにおける管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、クリーンルーム内において適切に消毒を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄するか、又はクリーンルーム内で十分洗浄する。</p> <p>(8) クリーンルームにおける被験者の管理を解除する前に、被験者の血液及び尿中の AAV-hAADC-2 が陰性であることを確認する。AAV-hAADC-2 が確認されたときは、クリーンルームにおける管理を継続する。</p> <p>(9) クリーンルームにおける管理解除後に被験者の血液又は尿中から AAV-hAADC-2 が検出された場合には、直ちに被験者をクリーンルームにおける管理下に移し、上記(5)から(8)までと同様の措置を執る。</p>
--	--

生物多様性影響評価書

(区分：遺伝子治療臨床研究)

I 宿主又は宿主の属する分類学上の種に関する情報

1 分類学上の位置付け及び自然環境における分布状況

アデノ随伴ウイルス(AAV)はパルボウイルス科デペンドウイルス属に分類されている(文献 1, 2)。これまでに分離されたウイルスは、抗原性の違いに基づき 11 の血清型に分けられており(文献 1, 3, 4)、AAV-hAAADC-2 はアデノ随伴ウイルス 2 型 (AAV2) を宿主として作製された。

AAV2 は自然界に広く分布しており、ヒトでは小児期に初感染が起こること、成人の約半数が中和抗体を有することが知られている(文献 1)。自然環境および実験室内において、ヒト以外の動物での増殖は報告されていない。

文献 1 : Kaire DM, Howley PM ed., Fields Virology 4th edition, pp.2327-2379, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia (2001)

文献 2 : Tijssen P ed., Handbook of Parvoviruses, Volume I, pp.11-30, CRC press, Boca Raton, FL (1990)

文献 3 : Gao G, et al, Clades of Adeno-associated viruses are widely disseminated in human tissues. J Virol. 78: 6381-7, 2004.

文献 4 : Mori S, et al, Two novel adeno- associated viruses from cynomolgus monkey: pseudo-typing characterization of capsid protein. Virology 330: 375-83, 2004.

2 使用等の歴史及び現状

AAV2 を含めいかなる血清型も生ワクチン等に使用した報告はない。また、AAV2 に由来する遺伝子組換えウイルスは遺伝子治療で汎用されている(IV 章参照)。

3 生理・生態学的特性(文献 1、2)

(1) 基本的特性

ウイルスキャップシドは直径約 26 nm の正二十面体で、エンベロープはない。ゲノムは約 4.7 kb の 1 本鎖 DNA である。

(2) 生育又は生育可能な環境の条件

ヒトに感染するが、増殖にはアデノウイルス又はヘルペスウイルスなどのいわゆるヘルペーウイルスの存在が必要である。培養細胞でも同様にヘルペーウイルスの感染が成

立する場合にのみ増殖が起こる。本ウイルスは常温において安定である。

(3) 捕食性又は寄生性

自然界では、ヒト以外で増殖を伴う感染が起こるかどうかは明らかでない。正常フローラにおける存在については明らかにされていないが、急性感染時には便中に排泄されることがあり得るとされる（文献 1）。

(4) 繁殖又は増殖の様式

AAV2 は、ヒトに主に経気道ないし経口感染し、ヘルペウイルスと共に増殖したウイルスは分泌物と一緒に排泄される。ヘルペウイルスと同時に感染した場合、感染個体で増幅し、ヘルペウイルスと共に次の生物に感染する。ヘルペウイルスが存在しない場合、AAV2 ゲノムは、扁桃・肺・脾臓などの組織において、二本鎖環状 DNA として存在し、まれに染色体に組み込まれる（文献 5, 6）。

(5) 病原性

AAV2 の感染は不顕性に終わると考えられており、これまで感染に伴ういかなる病原性も知られていない。

(6) 有害物質の產生性

AAV2 の感染に際して細胞内に產生される蛋白質性の毒素等は報告されていない。

(7) その他の情報

パルボウイルスに共通する性質として物理化学的に安定なキャプシドを有していることから、不活化には 85°C で数分の加熱処理が必要とされている（文献 1）。通常のオートクレーブにより完全に不活化される。

文献5: Chen C, et al. Molecular characterization of adeno-associated viruses infecting children. J Virol. 79: 14781-92, 2005.

文献6: Schnepp B, et al, Characterization of adeno-associated virus genomes isolated from human tissues. J Virol. 79: 14793-803, 2005.

II 遺伝子組換え生物等の調製等に関する情報

1 供与核酸に関する情報

(1) 構成及び構成要素の由来

ヒトサイトメガロウイルスプロモーター（略称 CMV）、ヒト β グロビンイントロン、ヒト芳香族アミノ酸脱炭酸酵素 human aromatic L-amino acid decarboxylase (hAADC)

(1443 bp) をコードする DNA、及びヒト成長ホルモンの poly A 付加シグナル（略称 GH pA）を宿主に導入した（供与核酸の全塩基配列及び対応するアミノ酸配列は別紙 1,2）。

（2）構成要素の機能

CMV は hAADC 遺伝子のみを転写し hAADC (EC 4.1.1.28)が発現される。また、GHpA により転写が終了する。

AAV2 の増殖と複製には、ゲノム両端に存在する反復配列 ITR とウイルス固有の蛋白質である Rep 蛋白質が重要であり、両端の ITR の間に挿入されたこれらの供与核酸の導入によって、AAV-hAADC-2 の感染性及び増殖性が AAV2 から変わることはないと考えられる。（文献 7、8、9）

文献 7 : Yan Z, et al, Inverted terminal repeat sequences are important for intermolecular recombination and circularization of adeno-associated virus genomes. J Virol. 79: 364-79, 2005.

文献 8 : Schnepf B, et al, Genetic fate of recombinant adeno-associated virus vector genomes in muscle. J Virol. 77: 3495-3504, 2005.

文献 9 : Grimm D, et al. Liver transduction with recombinant adeno-associated virus is primarily restricted by capsid serotype not vector genotype. J Virol. 80: 426-39, 2006.

2 ベクターに関する情報

（1）名称及び由来

AAV-hAADC-2 は pAAV-hAADC, pHLP19 及び pladeno5 の 3 種類のプラスミドより作製される。pAAV-hAADC は CMV の転写制御下にある hAADC 遺伝子を含む。pHLP19 は AAV2 ゲノムのうち、ウイルス固有の蛋白質である Rep（複製と増殖に関与する）および VP（キャップシッドを形成する）をコードする領域(4,229bp)と、AAV2 の固有のプロモーターである p5 プロモーター領域 (181bp)を含む。pladeno5 は、アデノウイルスゲノムの一部(E2A, E4, VA-RNA)を含むヘルパーウイルスプラスミドである。

ベクターの構造は別紙 3 に記載した。

（2）特性

pAAV-hAADC, pHLP19 及び pladeno5 は Ampicillin 耐性遺伝子を有している。

3 遺伝子組換え生物等の調製方法

（1）宿主内に移入された核酸全体の構成

AAV2 の両末端にある ITR 以外の領域を供与核酸と置換した。AAV2 由来の塩基配

列は両端に存在する ITR 領域を除き、サイトメガロウイルスのプロモーター (CMV) 、ヒト β グロビンイントロン、hAADC 遺伝子 (hAADC) 、ヒト成長ホルモンのポリ A 配列 (GH pA) によって置換されている（別紙 1, 5）。

(2) 宿主内に移入された核酸の移入方法

pAAV-hAADC-2 は、2 型 AAV の末端反復配列 ITR 配列の間に、hAADC 遺伝子の発現カセットを制限酵素 Not I を使用して挿入し作製した（別紙 3）。また、2 型アデノウイルスのゲノム DNA から E2A, E4, VA-RNA の各々をプロモーター領域とともに切り出してプラスミド pBluescript II に組み込み、アデノウイルスヘルバープラスミド pladeno5 を構築した（別紙 3）。同様に、AAV2 のゲノム DNA から ITR を削除した、Rep および VP 蛋白質発現カセットを pBluescript II に組み込み、ヘルバープラスミド pHLP19 を構築した（別紙 3）。

(3) 遺伝子組換え生物等の育成の経過

pAAV-hAADC-2 を、アデノウイルスヘルバープラスミド pladeno5 および AAV ヘルバープラスミド pHLP19 と共に、リン酸カルシウム法によってヒト胎児腎細胞（293 細胞）に導入し、遺伝子組換えアデノ随伴ウイルス AAV-hAADC-2 を得た（別紙 4）。AAV-hAADC-2 の最終製品は米国 AVIGEN 社で製造した。製造工程は現行の米国 GLP 基準に従ってセルバンクシステム及びウイルスバンクシステムを用い、各バンクの品質管理は FDA 基準に従った（各バンク及び最終製品の品質管理試験の詳細は別紙 6）。凍結した状態で日本へ輸送した最終製品は、自治医科大学附属病院本館 1 階臨床用細胞プロセッシング室（P2 レベル）において受け入れ試験を実施する（受け入れ試験の詳細は別紙 7）。

最終製品は自治医科大学附属病院本館 2 階遺伝子治療研究部実験室(W2-321)内のディープフリーザーに施錠の上、保管する（当該治療施設の地図及び保管場所の概略図は別紙 8）。

ウイルスの調製に用いる宿主細胞は 293X2 Clone42 を用い、マスターセルバンクは米国 BioReliance 社 (Lot No. 2003-0076) に、ワーキングセルバンクは BioReliance 社 (Lot No. 3006-101303) および米国 AVIGEN 社 (Lot No. 6069-0101, 6069-0102) に保管されている（別紙 6）。また、マスターウイルスバンクは米国 AVIGEN 社に保管されている。

4 移入した核酸の存在状態及び当該核酸による形質発現の安定性

移入した核酸は AAV-hAADC の一本鎖 DNA ゲノムの一部としてアデノ随伴ウイルスの ITR に挟まれて存在し、保管中は極めて安定で、感染する動植物等の種類および感染様式が保管中に変化することはない。（文献 10）

細胞に感染すると AAV-hAADC のゲノムは核内に移行して 2 本鎖 DNA となり、多くは染色体とは独立して存在すると考えられる（文献 7、8、9）。この 2 本鎖 DNA となったものから hAADC が転写される。hAADC の発現は発現する細胞の遺伝子に変化が

起こらない限り、また細胞が分裂しない限り継続するものと考えられる。一般に神経細胞は非分裂細胞であるので長期的な発現が期待される。

遺伝子組換えアデノ随伴ウイルスを 293 細胞で作製する過程で pHLP19 と pAAV-hAADC が非相同組み替えを起こして増殖能を獲得したウイルス (replication-competent AAV、以下 RCA とする)を生ずる可能性は否定できない。しかしその RCA はパッケージできるサイズを考慮すれば、ほぼ全ての供与核酸を失っていると考えられる。さらにこの RCA も野生型の AAV と同様にアデノウイルスや単純ヘルペスウイルスなどのヘルパーウイルスがない限り実際には増殖することは不可能である。

文献 10 : Xu R, et al: Stability of infectious recombinant adeno-associated viral vector in gene delivery. Med Sci Monit, 11: 305-308, 2005.

5 遺伝子組換え生物等の検出及び識別 の方法並びにそれらの感度及び信頼性

AAV-hAADC-2 は宿主の AAV2 に存在しない hAADC 遺伝子を含むので、hAADC 遺伝子 DNA の一部を PCR で增幅、定量する方法で AAV-hAADC-2 を検出できる。このときに用いる PCR 反応では試料 1 μ l 中に 12 コピーの AAV-hAADC-2 があれば検出することができる。本検出法の信頼性については、同様の定量的 PCR 法を用いたウイルス検出法が既に臨床応用されていることから、充分に確立しているものと考えられる。

6 宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違

AAV-hAADC-2 は rep、cap 遺伝子を欠失しているため、これらの領域にコードされているウイルス蛋白質を発現できない。rep、cap 遺伝子はそれぞれウイルス DNA の複製、AAV 粒子の形成に必要であるため、rep、cap 遺伝子が組み込まれた細胞または pHLP19 がトランスフェクションされた細胞でなければ AAV-hAADC-2 の増殖は起こらない。AAV-hAADC-2 の感染する動植物の種類、感染経路、伝播様式等は野生型 AAV と同等と考えられる。（文献 9）

AAV-hAADC-2 由来の RCA は、AAV-hAADC-2 作製時、rep、cap 遺伝子を持つ pHLP19 と hAADC 遺伝子を持つ pAAV-hAADC の間での組換えにより生じると考えられるが、ウイルスゲノムの複製に必須な ITR と Rep、および細胞向性(cell tropism)を規定するキャプシッドは野生型と同一であるので、遺伝子組み換え生物に該当するものも含め、ヒトや動植物等への感染性、感染様式、病原性など、生物多様性に影響を与える性質は野生型 AAV と同等であると考えられる。また供与核酸の一部を保持した RCA が生じる可能性は否定できないが、供与核酸がベクター内の野生型 AAV 由来の生物多様性に影響を与える因子に関与する可能性は低い。（文献 7, 8, 9）

AAV-hAADC-2 は細胞に感染するとそのゲノムは染色体に組み込まれず、主に核内の染色体外に存在する。

III 遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報

1 使用等の内容

治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為。

2 使用等の方法

治療施設の所在地：栃木県下野市薬師寺3311番地1

治療施設の名称：自治医科大学附属病院

- (1) AAV-hAADC-2 溶液は、容器に密封後、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の実験室内の冷凍庫に保管する。
- (2) 凍結状態の AAV-hAADC-2 溶液の融解、希釀及び分注操作は、P2 レベルの実験室内的安全キャビネット内で行う。AAV-hAADC-2 希釀溶液の保管は、P2 レベルの実験室内的冷凍庫において行う。なお、AAV-hAADC-2 希釀溶液又はその凍結品を開放系区域を通って他の P2 レベル区域に運搬する場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。
- (3) AAV-hAADC-2 溶液（希釀溶液を含む。）を廃棄する際には、滅菌処理を行った後、本施設で定められた医療廃棄物管理規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。
- (4) 被験者に対する AAV-hAADC-2 の投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った室内（以下「クリーンルーム」という。）において、両側の被殻の中に AAV-hAADC-2 希釀溶液を定位脳手術によって注入することにより行う。AAV-hAADC-2 投与に用いた注射針、注射器又はチューブ等の器具は使い捨てとし、クリーンルーム内で適切に消毒を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。
- (5) 投与後 72 時間まで、被験者をクリーンルーム内で管理し、検査等の理由で被験者が一時的にクリーンルーム外の開放系区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。
- (6) クリーンルームにおける管理期間中の被験者の排泄物等（血液、体液、尿及び糞便等）は、クリーンルーム内で適切に消毒を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。なお、臨床検体として使用する被験者の排泄物等の取扱いは、AAV-hAADC-2 溶液の取扱いに準じる。
- (7) クリーンルームにおける管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、クリーンルーム内において適切に消毒を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄するか、又はクリーンルーム内で十分洗浄す

る。

- (8) クリーンルームにおける被験者の管理を解除する前に、被験者の血液及び尿中の AAV-hAAADC-2 が陰性であることを確認する。AAV-hAAADC-2 が確認されたときは、クリーンルームにおける管理を継続する。
- (9) クリーンルームにおける管理解除後に被験者の血液又は尿中から AAV-hAAADC-2 が検出された場合には、直ちに被験者をクリーンルームにおける管理下に移し、上記(5)から(8)までと同様の措置を執る。

3 承認を受けようとする者による第一種使用等の開始後における情報収集の方法

被験者への投与後、被験者体内における RCA の出現の有無については血液および尿を用いて、PCR 法にて検査し、検出された場合は消失するまで追跡する。

4 生物多様性影響が生じるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置

遺伝子組換えウイルス投与後の被験者については PCR 法にて血液、尿中の遺伝子組換えウイルスを消失するまで追跡する。

5 実験室等での使用又は第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等の結果

ラット及びサルのパーキンソン病モデルに対して脳内へ AAV-hAAADC-2 の注入を行った前臨床試験では、明らかな毒性は認められていない（文献 10, 11, 12）。また、血液中で AAV-hAAADC-2 は検出されていない。

文献 10 : Fan DS, et al, Behavioral recovery in 6-hydroxydopamine-lesioned rats by cotransduction of striatum with tyrosine hydroxylase and aromatic L-amino acid Decarboxylase genes using two separate adeno-associated virus vectors. Hum Gene Ther 9: 2527-35, 1998.

文献 11 : Shen Y, et al, Triple transduction with adeno-associated virus vectors expressing tyrosine hydroxylase I for gene therapy of Parkinson's disease. Hum Gene Ther 11:1509-19, 2000.

文献 12 : Muramatsu S, et al, Behavioral recovery in a primate model of Parkinson's disease by triple transduction of striatal cells with adeno-associated viral vectors expressing dopamine-synthesizing enzymes. Hum Gene Ther.13:345-54. 2002.

6 国外における使用等により得られた情報

1999年に承認され、米国ペンシルバニア大学で実施された第Ⅰ相臨床試験（血友病Bに対するヒト凝固第IX因子を搭載する組換えAAVの骨格筋内投与による治療）において8名の患者にAAVに由来する組換えウイルスを骨格筋に投与した結果、尿中への組換えウイルスの排出は注入後2日目以降では検出されなかった（文献13）。本研究で用いるウイルス量は血友病の場合に比べておよそ100分の1以下であり、しかも脳内への投与であるため組換えウイルスの環境への排出はより少ないものと考えられる。

文献 13: Manno CS, et al. AAV-mediated factor IX gene transfer to skeletal muscle in patients with severe hemophilia B. Blood 101: 2963-72, 2003

IV 生物多様性影響評価

1 他の微生物を減少させる性質

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

AAV-hAADC-2 および AAV-hAADC-2 由来 RCA の感染性は野生型 AAV2 と同一と考えられ、微生物に感染するかどうかは明らかではない。また、競合、有害物質の產生により他の微生物を減少させることはないと考えられる。よって、影響を受ける可能性のある微生物は特定されなかった。

(2) 影響の具体的な内容の評価

(該当せず。)

(3) 影響の生じやすさの評価

(該当せず。)

(4) 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

よって、他の微生物を減少させる性質について、第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、生物多様性影響が生ずるおそれないと判断される。

2 病原性

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

AAV-hAADC-2、が自然界で感染する対象は、哺乳動物である。また、RCA が生じない限り感染した細胞で複製は起こらない。また、たとえ AAV-hAADC-2 から RCA が生じても、AAV-hAADC-2 と同様にヘルパーウイルスが同時に感染しない限り複製は起こらない。このような事象が起こりうるのはヒトにおいてのみである（文献 1）。

(2) 影響の具体的な内容の評価

AAV-hAADC-2 が感染した動物で一過性 hAADC 遺伝子が発現する可能性はあるが、hAADC の基質となる L-dopa または 5-hydroxytryptophan (5-HTP) が供給されない限り、ドバミンまたはセロトニンが産生されることはない。動物体内にある L-dopa または 5-HT は少量であり、また自然界においてこれらの基質が外来性に供給されることはないと想定され、たとえ hAADC が過剰発現しても生成するドバミンまたはセロトニンの量は生理的範囲内であると予想される。

AAV-hAADC-2 由来 RCA は、野生型 AAV-hAADC-2 と同様に病原性をもたないと考えられる。

なお、AAV2 に由来する遺伝子組換えウイルスは 1999 年以後、米国で使用されているが（文献 8,9）、環境への悪影響に関する報告はない。また、これまで当該ウイルスを投与されたヒトにおいて重篤な有害事象は報告されていない。血友病 B 遺伝子治療の臨床試験で比較的高用量の当該ウイルスを投与された患者 2 名において、軽度のトランスマニナーゼ血症が観察されたが、いずれも一過性で他の症状もなかった。その後の調査研究により、これらの患者ではベクター投与前に AAV2 感染の既往があり、細胞性免疫反応によって遺伝子組換えウイルスに感染した肝細胞が攻撃されたと推定された（文献 10）。

(3) 影響の生じやすさの評価

第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、AAV-hAADC-2 および AAV-hAADC-2 由来 RCA の環境中への拡散は極めて微量である。また、AAV-hAADC-2 自体はヘルパーウイルスが存在しても増殖することはなく、AAV-hAADC-2 由来 RCA も、野生型アデノウイルス等のヘルパーウイルスと共に感染しない限り、環境中で増殖することはない。さらに、AAV-hAADC-2 が効率よく感染する対象はヒトに限られるため、AAV-hAADC-2 および AAV-hAADC-2 由来 RCA が被験者以外のヒトに対して病原性を示す可能性は極めて小さいと考えられる。

(4) 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

よって、病原性について、第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断される。

3 有害物質の產生性

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

AAV-hAADC-2 の有害物質の產生性は知られておらず、影響を受ける可能性がある野生動植物等は特定されなかった。

(2) 影響の具体的な内容の評価

（該当せず。）

(3) 影響の生じやすさの評価

（該当せず。）

(4) 生物多様性が生ずるおそれの有無等の判断

よって、有害物質の產生性について、第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、生物多様性影響が生ずるおそれはないと

判断される。

4 核酸を水平伝達する性質

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

AAV-hAADC-2 および AAV-hAADC-2 由来 RCA の感染性は野生型 AAV2 と同一と考えられる。野生型 AAV2 はヒトを自然宿主とし、ヒト以外で増殖を伴う感染が成立するかどうかは明らかではない。組換え AAV2 を使用した実験結果から、ヒト以外にカニクイサル、アカゲサル、イヌ、ラット、マウスなどの哺乳動物に感染することが報告されている。

(2) 影響の具体的な内容の評価

AAV-hAADC-2 が感染したヒトまたはヒト以外の霊長類で一過性に hAADC 遺伝子を発現する可能性はあるが、これによる他の霊長類個体への核酸の水平伝達は知られていない。

AAV-hAADC-2 由来の遺伝子組換え生物に該当する RCA が出現したとしても、核酸を水平伝達する性質は野生型 AAV2 と同等である。

(3) 影響の生じやすさの評価

第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、AAV-hAADC-2 および AAV-hAADC-2 由来 RCA の環境中への拡散は極めて微量である。また、AAV-hAADC-2 自体はヘルペーウイルスが存在しても増殖する能力はなく、AAV-hAADC-2 由来 RCA も、野生型アデノウイルス等のヘルペーウイルスと共に感染しない限り、環境中で増殖することはない。さらに、AAV-hAADC-2 が効率よく感染する対象はヒトに限られることから、AAV-hAADC-2 はやがて環境中から消滅すると考えられる。

極めて微量の AAV-hAADC-2 由来の RCA の環境中への放出も完全には否定できないが、AAV 粒子へパッケージングできる DNA のサイズに上限があるため、RCA は野生型 AAV2 と同じになるか、或いは短い外来遺伝子を含んでいても野生型 AAV2 に極めて近い構造になると考えられる。RCA の感染性、増殖性、病原性及び核酸を水平伝達する性質は野生型 AAV2 と同等であり、ヒト及び他のほ乳動物、植物並びに微生物に新たな影響を与えることはないと考えられる。

(4) 生物多様性が生ずるおそれの有無等の判断

よって、拡散を水平伝達する性質について、第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法による限り、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断される。

5 その他の性質

なし。

文献 14 : Kay MA, et al, Evidence for gene transfer and expression of factor IX in haemophilia B patients treated with an AAV vector. Nat Genet 24:257-61, 2000.

文献 15 : High K, et al, Human immune responses to AAV-2 capsid may limit duration of expression in liver-directed gene transfer in humans with hemophilia B. Blood 104:121a, 2004.

V 総合的評価

AAV-hAADC-2 が感染する動植物等の種類は野生型 AAV 2 と同等で、哺乳動物に感染する。自然界で植物及び微生物に感染するかどうかは明らかではない。

第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法によるかぎり、AAV-hAADC-2 の環境中への拡散は極力抑えられており、拡散したとしても、その量は検出レベル以下であると推定される。AAV-hAADC-2 による hAADC 遺伝子の発現はヒトに病原性をもたないので、ヒトに対する影響はないと考えられる。さらに、AAV-hAADC-2 は増殖能を失っているので、野生型 AAV ウィルスおよびアデノウイルスとの共感染がないかぎり、環境中で増殖することはない。ヒト体内の同一の細胞に AAV-hAADC-2 と野生型アデノウイルスが感染する可能性は極めて低く、AAV-hAADC-2 はやがて環境中から消滅すると考えられる。

極めて微量の AAV-hAADC-2 由来の RCA の環境中への放出も完全には否定できないが、AAV 粒子へパッケージングできる DNA のサイズに上限があるため、RCA は野生型 AAV2 と同じになるか、或いは短い外来遺伝子を含んでいても野生型 AAV2 に極めて近い構造になると考えられる。RCA の感染性、増殖性、病原性及び核酸を水平伝達する性質は野生型 AAV2 と同等であり、ヒト及び他のほ乳動物、植物並びに微生物に新たな影響を与えることはないと考えられる。

従って、第一種使用規程承認申請書に記載した遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法によるかぎり、AAV2 による生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断される。

遺伝子治療臨床研究に係る生物多様性影響評価 に関する作業委員会の設置について

(平成16年1月14日開催 第18回厚生科学審議会科学技術部会において了承)

1. 設置目的

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子治療臨床研究に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等に関し、専門の学識経験者による生物多様性影響の評価等を行うため、「遺伝子治療臨床研究に係る生物多様性影響評価に関する作業委員会」（以下「作業委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 遺伝子治療臨床研究に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等に関する生物多様性影響の評価について
- (2) その他

3. 作業委員会の位置づけ

厚生科学審議会科学技術部会遺伝子治療臨床研究作業委員会の下に置く。

4. 作業委員会の構成

作業委員会の委員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて参考人を招致することができる。

5. 作業委員会の守秘義務

作業委員会の委員は、議事に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

6. 会議及び議事録の取扱い

作業委員会の会議及び議事録は非公開とする。なお、議事要旨を作成し、公開する。

7. 作業委員会の庶務

作業委員会の事務局は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理する。

厚生科学審議会科学技術部会遺伝子治療臨床研究作業委員会
遺伝子治療臨床研究に係る生物多様性影響評価に関する作業委員会 委員名簿

	氏 名	所属・役職
	いわ さき かず ひろ 岩 崎 一 弘	国立環境研究所生物多様性の減少機構の解明 と保全プロジェクトグループ主任研究員
※	お さわ けい や 小 澤 敬 也	自治医科大学医学部教授
	かん だ ただ ひと 神 田 忠 仁	国立感染症研究所遺伝子解析室長
	ささ づき たけ ひこ 笹 月 健 彦	国立国際医療センター総長
	しま だ たかし 島 田 隆	日本医科大学医学部教授
	はや かわ たか お 早 川 基 夫	独立行政法人医薬品医療機器総合機構顧問
	やま ぐち てる ひで 山 口 照 英	国立医薬品食品衛生研究所 遺伝子細胞医薬部部長
○	よし くら ひろし 吉 倉 廣	厚生労働省医薬品食品局 食品安全部企画情報課参与
	わた なべ まこと 渡 邊 信	国立環境研究所生物圏環境研究領域領域長

○委員長 (五十音順 敬称略)

(平成17年4月1日現在)

※小澤委員について、自治医科大学附属病院からの申請に係る
審議には不参加とする。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要

目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施



「第1種使用等」

＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。



「第2種使用等」

＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定を整備する。